

和泉町第一次地区住居表示実施に伴う 「住居表示のしおり」の訂正について

皆さまには、平成24年10月22日（月）実施の和泉町第一次地区の住居表示について、平成24年9月中旬頃より住所変更等の手続きに係る『住居表示のしおり』をお配りしているところですが、一部、しおりの内容に間違いがありましたので訂正いたします。

ご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんが、訂正内容をご確認いただき、該当される方は、実施日以降にお手続きくださいますようお願いいたします。

訂正内容

●『住居表示のしおり』6ページ

★電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方

泉区役所戸籍課登録担当
電話 800 - 2345

電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方は、**住居表示実施後も、引き続きそのままの状態で使用することができます。**

なお、変更後の住所を裏面に記載しますので、10月22日以降に区役所にお越しの機会がありましたら、電子証明書（公的個人認証サービス）を、泉区役所戸籍課登録担当（10ページ）の窓口にご提示ください。

下線の箇所には誤りがありました。正しくは次のとおりです

「ただし、電子証明書の住所データは実施前の住所（和泉町〇〇番地）となっておりますので、実施後の住所（下和泉〇丁目〇番〇号）に書換えを希望される場合は、申請が必要となりますので、泉区役所戸籍課登録担当（10ページ）に必要書類等をご確認の上、窓口にお越しください。」
（上記申請はe-tax以外で電子証明をご利用の場合、必要な場合があります）

●『住居表示のしおり』7ページ

★自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方

車検証にある所有者・使用者の住所欄変更と使用の本拠欄の変更は、**通常の場合、車検・売却等の際に、届け出をしていただければ結構です。**

関東運輸局に確認したところ、下線で示させていただいた変更届出時期につきましては、「住居表示実施日以降、できるだけ速やかに変更の届け出をお願いしたい」との事でした。お手数をおかけいたしますがよろしく申し上げます。

※ 訂正内容について不明な点がありましたら、問合せ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

【問合せ】 横浜市民局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp